



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

**証券取引等監視委員会による
当社従業員に対する課徴金納付命令の勧告について**

本日、証券取引等監視委員会から、江守グループホールディングス株式会社役員からの情報受領者による金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社従業員 2 名への課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

江守グループホールディングス傘下当時の事であるとは言え、このような事態が発生した事は誠に遺憾であり、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

既に、対象者に対しては規程に則った厳正な処分を行い、また従来 of 規程や教育プログラム等の見直しも行いました。今後も引き続き再発防止に努めるとともに、株取引に関することだけではなく全般的なコンプライアンス意識の向上のために、規定、制度等の見直しを継続してまいります。

本件に関するお問合せ先

江守商事株式会社

TEL 0776-36-1133 (担当 永田、橋詰)